

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### 1 市庁内体制

旧基本計画の策定にあたっては、コンサルタントが中心となって原案を作成し、市の関係部局がチェックする仕組みを採用したため、関係部局が知恵を積み上げるといふ点では不十分であった。

そうした反省を踏まえ、助役を筆頭に5部8名で構成されるプロジェクト本部を設置。行政職員自らが議論を積み重ね、まとめるといった手法をとるとともに、各部署が関わる関係機関や商店街を巻き込み、中心市街地の活性化のために行われる様々な取り組みが、総合的かつ一体的に進められるよう市庁内体制を整備した。

組織名	設立時期	庁内の位置付け	組織構成と人員	活動内容
市プロジェクト本部	H17.10 設立、H18.4 庁内組織変更により一部修正	中心市街地の活性化を推進するためのプロジェクト本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助役</li> <li>・企画部長</li> <li>・商工観光部長</li> <li>・都市建設部長</li> <li>・都市建設部特定プロジェクト推進審議監</li> <li>・基盤整備部長</li> <li>・まちづくり推進部長</li> <li>・まちづくり推進部統括審議監</li> </ul>	中心市街地活性化に関する方針策定

#### (1) プロジェクト本部の強化

中心市街地の活性化に関する専門の部長級職員（計画管理統括審議監）をまちづくり推進部に配属し、方針策定を推進する。

#### (2) 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行なう。

また、まちづくり推進政策課内に中心市街地活性化グループを新たに設け、組織を強化し、事業の進行管理、評価を行なう。

組 織	配 属
まちづくり推進部	中心市街地活性化統括審議監
まちづくり推進政策課	課長 1人 管理監 1人 まちづくり推進政策グループ 2人 中心市街地活性化グループ 2人

#### (3) 庁内の政策決定

岐阜市の市政運営にかかる重要施策等について審議するため設置されている「岐阜市政策会議」を開き、審議した。

審議事項	中活法に基づく基本計画の枠組みと方向性の合意について（第1回）
開催日	平成18年11月10日（金）
出席者	構成員 市長（政策会議主宰者） 助役、収入役、市長公室長、経営管理部長、行政管理部長、企画部長 関係部長 まちづくり推進部長、商工観光部長、都市建設部長
結論	・基本計画の枠組みと方向性について合意を得た。 ・基本計画の認定を最優先課題に位置づけ、体制を強化して取組む。 ・基本計画に基づき、長年の懸案事項である柳ヶ瀬の活性化に取組む。

審議事項	中活法に基づく基本計画の枠組みと方向性の合意について（第2回）
開催日	平成19年2月27日（火）
出席者	構成員 市長（政策会議主宰者） 助役、収入役、市長公室長、経営管理部長、行政管理部長、企画部長 関係部長 まちづくり推進部長、商工観光部長、都市建設部長
結論	・公共施設の導入、公共交通機関の充実及び商業施策については合意を得た。ただし、アーケード整備については、提案制度に基づき、通りごとの自主性・創意工夫によりビジョンを作成し、市やその他関係団体等と協議していく。

#### (4) フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画の全体評価や市民のアンケート調査を含めた総合的なフォローアップについては、計画期間の中間年度である平成21年度に行うとともに、最終年度である平成23年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化協議会に諮る。

## 2 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

まちづくり三法改正を契機に、中心市街地活性化に関する議論が継続している。

### (1) 平成 18 年第 3 回定例会 (6 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市民ネットクラブ》 (代表) コンパクトで活気ある街への転換は本市の目指す姿だが、支援メニューの活用をどうするか。	《助役》 国の支援メニューについては、次の3つの柱ごとに検討を進めている。1つは、岐阜駅周辺における交通結節機能の強化、商業・事務所機能等の新たな都心機能の整備、魅力ある都心居住環境の総合的な整備。2つには、柳ヶ瀬における建替えの促進を通したまちなか居住、商業活性化、集客のためのまちの魅力づくり。3つ目には、まちなか歩き、まちなか観光による中心市街地の回遊性の創出。
《市政自民同志会》 中心市街地を活性化すべきであるが、三法改正に対する市の取組み姿勢。	《まちづくり推進部長》 岐阜駅周辺地区の整備、柳ヶ瀬地区の活性化、中心市街地の回遊性、大規模集客施設の適正化立地推進の4つを柱として、現在、中心市街地におけるまちづくり構想案を検討しており、今後この構想に基づいて中心市街地活性化基本計画を作成する予定である。なお、基本計画作成に当たり、現在、法定協議会の設置に向け岐阜商工会議所と調整を進めている。
《岐阜市議会公明党》 大規模集客施設の郊外立地を規制すべきであるが、改正都市計画法でそれが可能か。	《助役》 改正都市計画法の運用が、法律が想定するような形で的確になされることが重要であり、それは都市のマスタープランの見直しがいかに図られるかにかかっている。そのうえで準工業地域に対する特別用途地区の指定、条例が重要となる。あわせて、比較的規模の大きな商業施設や公共公益施設について、中心市街地への誘致や立地を促進させる措置、中心市街地の魅力を高め、自然に集まる仕組みを総合的、戦略的に行う必要がある。

### (2) 平成 18 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《市政自民同志会》 JR岐阜駅周辺は再開発等進んでいるが、名鉄周辺の開発も進めるべき。	《助役》 新岐阜百貨店跡地開発については、岐阜駅周辺における重要な拠点の1つであり、駅に直結した商業空間として駅に集まる人々にサービスしていくことが望まれるため、引き続き名鉄など関係者の協議を進め、JR岐阜駅や柳ヶ瀬との相互連携やそれぞれの間の回遊性の創出について検討していく。
《市政自民同志会》 岐阜市が持つ資産を活かしたまちなか観光が重要と思われる。所見を。	《助役》 まちなか観光とは、そのまちの歴史、個性や文化、美意識、作法などを、来訪者が思い思いにまちなかを歩いて楽しむといった新たなタイプの観光で、来訪者からすればまちなかを歩いて楽しめることだが、地域からすればその土地の個性を認識し、そこに磨きをかけ誇りに思うことでもある。住んでよし、訪れてよしといったまちを実現していくことであるとも思っている。

### (3) 平成 18 年第 5 回定例会 (11 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《市政自民同志会》 柳ヶ瀬の活性化のため、建替え・回遊性を促進させる必要がある。所見を。	《助役》 柳ヶ瀬については、跡地、低未利用地の有効活用、個別の建替え、共同の建替え、再開発事業を活性化させ、それらが円滑に進むような条件や環境を整えていく必要がある。建替え相談システムはその一環で、相談、規制の弾力的運用、支援などの包括的なもの。 まちなかの回遊性については、岐阜市民や、中心部・柳ヶ瀬に来られた方がゆったり歩き、岐阜に触れ楽しんでもらい、岐阜を感じてもらい、商店街観光と言ってもよい。

### 3 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

旧基本計画は、行政計画としての側面が強く、地域や商店街を巻き込んでの取組みが十分ではなかった。

そのため、基本計画を作成するにあたっては、有識者や民間事業者、地域住民等の理解と参画を得ることで、実効性の高い基本計画となり、また、事業者間の連携が図られ、事業が円滑かつ確実に実施されるよう、準備段階から、多様な関係者との情報交換を行なった。

#### (1) 県都岐阜市のまちづくり協議会（中心市街地のマスタープラン）

岐阜市中心市街地は、大規模集客施設の郊外立地や居住人口の減少等により停滞が進みつつあることから、岐阜県、岐阜市は、地域住民代表、民間事業者、関係団体代表等が一体となって、平成 17 年 10 月に「県都岐阜市のまちづくり協議会」を設立、平成 19 年 2 月に「県都岐阜市のまちづくり構想」を取りまとめた。

この構想は、概ね 10～15 年を対象に、岐阜市中心市街地における「まちづくりの方針」と「整備像」を描いた上で、それを具体化するための「主要な施策」を明らかにしたもので、中心市街地に対する取組みの指針となるものである。

#### （協議会での検討経緯）

平成 17 年 10 月 27 日	・ 中心市街地の現状と課題、国・県・市の取組み紹介
平成 17 年 11 月 24 日	・ 県内外事業者等、調査研究機関、まちづくり団体代表、まちづくり会社代表、他自治体代表、鉄道事業者等と 9 回に渡り意見交換を実施
平成 18 年 2 月 27 日	
平成 18 年 3 月 22 日	・ これまでの意見交換についての論点整理に関する意見交換
平成 18 年 3 月 28 日	
平成 18 年 5 月 31 日	・ 県都岐阜市のまちづくり構想案の中間報告と意見交換
平成 18 年 9 月 1 日	・ 県都岐阜市のまちづくり構想案に関する意見交換
平成 18 年 9 月 21 日	・ 地元住民との意見交換会（柳ヶ瀬関係者）
平成 18 年 10 月 11 日	・ 地元住民との意見交換会（岐阜駅周辺関係者）
平成 18 年 11 月 20 日	・ 段階的実施プログラムなど、進め方について
平成 18 年 12 月 15 日	・ パブリックコメント実施（～平成 19 年 1 月 15 日まで）
平成 19 年 2 月 16 日	・ 構想の取りまとめ

#### （協議会での主な意見）

##### 1) 公共交通の利便性向上やにぎわい空間の創出

- ・ 多様な交通手段の乗継が全体として安全かつ円滑になるよう整備が必要。
- ・ バス停の整理統合やバス路線網の見直し等を検討して、バスの利便性の向上を図る。
- ・ 岐阜駅前周辺地区ににぎわい空間を創出する。
- ・ 県都岐阜市のシンボルとなる形で岐阜駅北口広場を整備する。

##### 2) 新たな魅力づくりによる集客性の高い空間づくり

- ・ 空き店舗対策の推進や大型店舗の誘致を行う。
- ・ 高齢者、子育て支援等の公益的機能を創出すべき。
- ・ 若者を惹き付ける魅力を創出する。
- ・ にぎわいを創出するイベント等の創出が必要。
- ・ まちづくりを担う人材の育成を進める。

##### 3) 魅力ある回遊性等の創出によるまちなか観光の振興

- ・ 柳ヶ瀬等の魅力を探して磨きをかけることが必要。
- ・ 情報提供、発信の充実や関係者との連携による観光客を誘引する仕組みづくりが必要。

- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を結ぶ回遊ルートの整備が必要。
- ・レンタサイクル事業の拡充や魅力的な循環バスの導入が必要。

#### 4) まちににぎわいを取り戻すまちなか居住の促進

- ・建替え相談所の設置や共同建替えなどの情報提供を進める。
- ・規制緩和、立地規制、建替えの環境づくりの検討が必要。
- ・再開発事業等の掘り起こしと支援を進める。
- ・名古屋都市圏からの転入者を誘引するまちなか居住環境の形成が必要。

#### 5) 都心立地志向産業の誘導のための総合的な環境づくり

- ・IT企業の誘致等による集積拠点の形成を進める。
- ・実践的なIT人材の育成を進める。
- ・JR岐阜駅東街区（東のまち）への事務所機能等の集積や魅力ある都市環境の形成を目指す。
- ・地区環境の保全を図りつつ、SOHO系企業の立地を誘導することが必要。

### 県都岐阜市のまちづくり協議会委員名簿

区 分	所 属
有識者	岐阜大学工学部教授
	日本大学理工学部教授
	川原町まちづくり会事務局長
	ぎふまちづくりセンター会員
	NPO法人G-net代表理事
経済界	岐阜商工会議所副会頭
	岐阜市商店街振興組合連合会理事長
	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会理事長
	玉宮まちづくり協議会会長
駅前関係団体	(社)岐阜ファッション産業連合会理事長
地元自治会	華陽自治会連合会会長
	徹明自治会連合会副会長
	明德自治会連合会副会長
福祉団体	岐阜市身体障害者福祉協会会長
交通関係	東海旅客鉄道株式会社総合企画本部企画開発部担当課長
	名古屋鉄道株式会社鉄道事業本部建設部長
	岐阜乗合自動車株式会社常務取締役
行政関係	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課企画専門官
	国土交通省中部地方整備局建政部長
	国土交通省中部運輸局企画観光部長
	経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室長
	中小企業庁経営支援部商業課企画官(中心市街地担当)
	経済産業省中部経済産業局 産業部長

## (2) 中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業

平成18年度の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（経済産業省）」に選定された。その中で、郊外部の住民、岐阜市女性の会、消費者団体、商業関係者及び柳ヶ瀬地区の再開発事業関係者に、岐阜市中心市街地活性化協議会のメンバーも加わり、中心市街地、特に柳ヶ瀬について専門家とワークショップを実施した。そのまとめとして、平成19年2月には報告会を実施し、岐阜市中心市街地のあり方について確認した。

### ① 開催状況（ワークショップ）

第1回 平成18年11月6日

議題：中心市街地で実施したアンケート調査結果について  
中心市街地のまちづくり計画（短期）[案]について

第2回 平成18年12月18日

議題：岐阜市中心市街地活性化基本計画（素案）について  
柳ヶ瀬地区の活性化について

第3回 平成19年1月19日

議題：今までの経緯について  
柳ヶ瀬の現状、柳ヶ瀬の再生について  
柳ヶ瀬地区内における再開発事業  
再開発関係者、商店街関係者と専門家との意見交換

#### 1) 主な意見（ワークショップ時）

- ・消費者は物を持っている。体験できるまちづくりが必要。
- ・スーパーマーケットが必要。
- ・無料駐車場や駐輪場が要る。
- ・中心部では、多世代が住める住宅を建築すべき。
- ・郊外に住む住民が中心市街地に来やすいようなバスの整備が必要。
- ・イベントの実施とPR。
- ・アーケードで暗い。必要だろうか。

#### 2) 主な意見（専門家からの助言）

- ・柳ヶ瀬には核が必要。未利用となっている跡地の整備が重要。
- ・柳ヶ瀬の周辺は生活に不便で、食品スーパーが必要。
- ・再開発事業では公共床を整備することも必要で、図書館を核にすると良い。
- ・文化センターが玉宮通りに顔を向けていない。
- ・小さな宅地単位での建替えを支援し、家賃補助など、まちなか居住に市が支援する。
- ・公共交通のほうが多く、スムーズに行ける仕組みを作る。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、1日何回でも乗降できる料金ゾーン。
- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬との業務分担など市全体の再構築が必要
- ・岐阜駅周辺では商業をコントロールしないと柳ヶ瀬が喰われる。

## ② 報告会 平成19年2月27日

診断・助言事業の成果を、幅広く市民に発表し、周知させる。

- ・まちなか居住を促進するために行政が取り組むべきこと
- ・柳ヶ瀬において商業活性化のため商店街が行なうべきこと
- ・公共交通、自動車利用者・自転車利用者のための対策

## (3) 岐阜市都心再生協議会（柳ヶ瀬関係者）

平成17年度、全国都市再生モデル調査（柳ヶ瀬地区における潜在的建替え需要の顕在化調査）を契機に「岐阜市都心再生協議会」が創設され、柳ヶ瀬の再生のため、都心居住促進策、集客のための魅力拠点づくり等について協議を行なっている。

### （岐阜市都心再生協議会での検討経緯）

- 平成17年8月18日 ・地区の現況と課題
- 平成17年9月27日 ・コンパクトシティに関する国の動向と事例  
・地区の将来ビジョンに関する意見交換
- 平成17年11月22日 ・アンケート調査結果に関する意見交換  
・柳ヶ瀬地区建替え相談システムについて
- 平成18年1月20日 ・柳ヶ瀬再生試案に関する意見交換
- 平成18年9月21日 ・柳ヶ瀬レトロ構想に関する意見交換

### (岐阜市都心再生協議会の主な意見)

- ・柳ヶ瀬再生には「住む」ことが不可欠。
- ・インパクトのある集客施設が必要。
- ・総合的に建替えを相談できるところが市にあると良い。
- ・食品スーパー、医療施設など生活支援施設の誘致が先決。
- ・イベントの認知度が低い。周知する方法を考えなくてはならない。
- ・レトロ写真館では一定の効果があつた。団塊の世代をターゲットとする。
- ・自分の商店が何をするか考えるべき。他にないものを。

### 岐阜市都心再生協議会構成委員

所 属	役 職
明德自治会連合会	会長
明德自治会連合会	副会長
明德自治会連合会	副会長
明德自治会連合会	
徹明自治会連合会	会長
徹明自治会連合会	副会長
徹明自治会連合会	副会長
徹明自治会連合会	副会長
岐阜市商店街振興組合連合会	理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	
株式会社十六銀行地域振興部地域開発グループ	調査役
岐阜県建築設計監理協同組合	代表理事
社団法人岐阜青年会議所	委員長
NPO法人G-net	理事

#### (4) 繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議（岐阜駅周辺関係者）

繊維問屋街の将来のあり方を検討する「繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議」が創設され、具体的な取組みについて協議を行なっている。

##### (繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議での検討経緯)

- 平成 18 年 7 月 14 日 ・地区の土地利用方針に関する意見交換
- 平成 18 年 8 月 3 日 ・地区の整備イメージに関する意見交換
- 平成 18 年 8 月 21 日 ・考えられる具体的取組みに関する意見交換

##### (繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議の主な意見)

- ・衰退への対策を怠ってきた。
- ・一つの時代が終わったと考えるべき。
- ・将来を見据えた都市開発が必要。飲食、生活、娯楽の空間としての街づくりを行い、その中にアパレルもあるといった広い意味でのまちづくりが必要。
- ・我々は、卸として日本中を対象としている。小売に限定すると、岐阜市 40 万人程度を対象としたビジネスになってしまう。
- ・ターゲットは、ニーズの少ない若者ではなく、お金も暇もある中高年にすべきではないか。
- ・卸機能をベースに小売機能を持たせることにメリットがあり、消費者が集まる
- ・今まで西部地区だけで再開発を考えてきたが、問屋街全体で再開発を考える必要がある。
- ・東部地区の商業・業務機能を強化することについては、異論は無いが、どういった世代をターゲットにするのかをつめるべき。

## 繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議

所 属	役 職
(社)岐阜ファッション産業連合会	副理事長(東部繊維連合発展会会長)
	理事(住田町繊維発展会会長)
	副理事長(中部繊維連合会会長)
	理事
	副理事長(西部繊維連合会会長)
	理事
岐阜市	

### (5) 岐阜市・柳商連意見交換会（柳ヶ瀬地区）

柳ヶ瀬の活性化において、行政と地元が一つになりひざ詰めの議論をする目的から、岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会と岐阜市とで意見交換を行っている。今までに出た主な意見は以下のとおりである。

- ・高島屋南の再開発が整備されれば、柳ヶ瀬のほかでも開発が誘発される。なんとしても成功事例としたい。
- ・公共用地、公共施設が存在しない。検討するための行政+地元の委員会を立ち上げてはどうか。
- ・柳ヶ瀬に来る目的が無いと、沿道整備しても玉宮から柳ヶ瀬には来ない。
- ・まだ、活性化の意識は組合員に温度差がある。
- ・市役所にも、柳ヶ瀬に関する問題を一括して受ける窓口が必要。

### (6) 「ぎふ女子高生フォーラム」による中心市街地活性化の取組み

本フォーラムは、「岐阜の中心市街地には活気がない」、「面白そうじゃない」としばしば耳にし、友達を柳ヶ瀬に遊びに誘っても興味がないという子が多いのが現状であるが、みんなが気づかない素敵な場所もたくさんあり、「柳ヶ瀬はイマイチ」には食わず嫌いなところもあるのではないかと、という問題意識から、学生を中心にした活動をきっかけに自分のまちに愛着を持ってもらおうと、平成18年12月発足したものである。柳ヶ瀬の歩行者通行量調査を踏まえ、柳ヶ瀬に対するイメージを話し合い、自分の住んでいるまちのまちづくりに取り組むきっかけとなるような活動を目指している。

#### （これまでの活動経緯）

- 平成18年12月23日 ・ 第一回フォーラムの開催  
歩行者通行量調査の実施、フォーラム
- 平成19年1月10日 ・ 岐阜市職員とのまちづくり懇談会の開催
- 平成19年2月17日 ・ ぎふ三十六景@バレンタインの開催  
柳ヶ瀬の好きなところを写真撮影、トークタイム
- 平成19年3月11日 ・ 吉商本舗（静岡県富士市、吉原商店街内）を視察

### (7) 経済産業省中部経済産業局主催 中心市街地活性化シンポジウム

開催日：平成19年1月24日（水）

内 容：名城大学都市情報学部海道清信教授による基調講演

「多様な関係者の参画によるまち育て」

～コンパクトで賑わいあふれる暮らしたくなる街なかづくり～

改正中活法の説明、パネルディスカッション

## **(8) 岐阜県主催 中心市街地活性化セミナー**

開催日：平成 18 年 12 月 26 日（火）

内 容：株式会社まちづくり長野タウンマネージャーによる講演  
富山市都市再生総室長による取組み、パネルディスカッション

## **(9) 多様な主体による取組みと柳ヶ瀬プロデュースチームの設置**

### **① 行政の取組み**

中心市街地活性化のため、行政による支援制度の活用、各商店街連合会によるイベントの開催、NPO法人による起業家育成および学生などによるまちづくり活動など、多様な主体が様々な取組みをしているところであるが、これらの活動は、個々に活動がなされていて、行政と一体となった取組みに欠ける点があった。

このため、これら多様な主体による様々な取組みを集結させる仕組みを設けるとともに、柳ヶ瀬の活性化に向けた様々な取組みの戦略づくりや先導的な取組みを進める新たなプロデュース組織として、平成 19 年 8 月、「柳ヶ瀬プロデュースチーム」を設置した。

### **② 柳ヶ瀬プロデュースチームの設置**

#### **1) 目的**

柳ヶ瀬に関わる様々な主体が参加・連携し、柳ヶ瀬の活性化、にぎわいの創出に資する事項の協議及び実践を行なう。

#### **2) 構成員**

行政関係者、各商店街連合会、商工会議所、通りごとの代表者、地元自治会、青年会議所、中心市街地整備推進機構、NPO法人およびその他、柳ヶ瀬の活性化に関係する様々な主体からなる。

#### **3) 活動内容**

- i) にぎわいを創出する呼び水的な活動（ソフト事業）の実践
- ii) 中心市街地活性化基本計画を推進するための意見交換、提案
- iii) 柳ヶ瀬の活性化、にぎわい創出に向けた戦略の企画立案

### **③ 新たな担い手等の創出**

柳ヶ瀬を再生するためには、自助共助的な取組みのための新たなグループの設置などの「新たな公」の創出が求められる。さらには、コミュニティビジネスなど地域に根ざした活動の展開も望まれる。このため、中心市街地整備推進機構において、このような新たな担い手の創出を支援する取組みを展開する。

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察関係等を構成員とし、平成18年8月に立上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。なお、都市機能の増進を総合的に推進する調整を、財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成18年8月に中心市街地整備推進機構に指定）が担い、経済活力を総合的に推進するための調整を商工会議所が担う。

### (1) 岐阜市中心市街地活性化協議会構成委員

区 分	所 属	役 職 等
有識者	岐阜大学	名 誉 教 授
	ぎふまちづくりセンター	理 事 長
都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第1号)	財団法人岐阜市にぎわいまち公社	常 務 理 事
		総 務 課 長
経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第2号)	岐阜商工会議所	副 会 頭
		中小企業相談所振興部長
経済界	岐阜市商店街振興組合連合会	副 理 事 長
		副 理 事 長
	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理 事 長
		副 理 事 長
玉宮まちづくり協議会	会 長	
権利者	問屋町西部南街区市街地再開発組合	副 理 事 長
	柳ヶ瀬通北地区市街地再開発組合	理 事 長
	高島屋南市街地再開発準備組合	理 事 長
	JR岐阜駅東地区市街地再開発準備組合	理 事 長
駅前関係団体	社団法人岐阜ファッション産業連合会	理 事 長
地元自治会	華陽自治会連合会	会 長
	徹明自治会連合会	会 長
	明德自治会連合会	副 会 長
福祉団体	岐阜市身体障害者福祉協会	会 長
教育文化団体	財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理 事 長
交通事業者	名古屋鉄道株式会社	西 部 支 配 人 室 支 配 人
	岐阜乗合自動車株式会社	取 締 役 総 務 人 事 部 長
警察関係	岐阜中警察署	交 通 地 域 官
	岐阜中警察署 生活安全課	課 長
事務局	岐阜商工会議所	振 興 部 次 長
		振 興 課 係 長

### (2) 協議会開催状況（計画認定前）

- ① 準備会 平成18年8月11日  
 議題：・協議会の設立、協議会の規約、及び改正まちづくり三法について  
 ・講演「岐阜市の中心市街地活性化について」
- ② 第1回 平成18年10月30日  
 議題：・協議会規約の見直しについて  
 ・中心市街地のまちづくり計画（短期）[案]について

- ③ 第2回 平成18年11月13日  
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ④ 第3回 平成19年3月22日  
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について  
意見：・妥当なものである
- ⑤ 意見書提出 平成19年3月27日

**【意見】**

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

**【付帯意見】**

基本計画案では、5年間で実施される事業の実施主体、支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がることを期待し、次の意見を申し添える。

1. 行政、事業者及び商業関係者等が一体となった事業推進体制の構築を図られたい。
2. 基本計画の対象区域に隣接する地区も中心市街地活性化の担い手であることを考慮し、まちなか居住や都市福利等に関連する事業においては、対象区域と隣接地区の連携にも配慮されたい。
3. これからの社会・経済状況を考えた時、選択と集中によるメリハリの効いた事業者支援が必要である。事業者の自主性、意欲、創意工夫に基づいた支援に配慮されたい。

**(3) 協議会から出された主な意見**

**① 市街地整備等の事業について**

- 1) 市街地整備、都市福利施設、居住、商業、公共交通等の項目によって事業のアンバランスがある。
- 2) 中心部で居住のための環境整備が必要。
- 3) 柳ヶ瀬での核施設が必要である。
- 4) 長崎屋跡地の活用がポイントである。
- 5) まち歩きのための環境整備が必要。
- 6) 土、日曜日の人通りの減少は、商店主の責任が大きい。5%の増客を目指し、個店の情報提供を行う。
- 7) 玉宮は、がんばっている。柳ヶ瀬の商店は、遅くまで営業してほしい。
- 8) 公共交通(バス)が全て中心市街地を通るようにルート設定してほしい。

**② 都市機能の集積について**

- 1) 広域の問題を県と調整する必要がある。
- 2) 公共施設の郊外移転が中心部衰退の原因であると思う。
- 3) 郊外の大型店の規制が必要。

**③ その他**

- 1) 岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を相乗的に発展させるための役割分担を考える必要がある。

**(4) 協議会開催状況(計画認定後)**

- ① 第4回 平成20年2月27日  
議題：・規約の改正(案)について  
・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について  
・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更事項について
- ② 第5回 平成21年2月26日

議題：・事業の進捗状況について

③ 第6回 平成21年9月3日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について

意見：・妥当なものである

④ 意見書提出 平成19年9月24日

**【意見】**

岐阜市中心市街地活性化基本計画(変更案)は、岐阜市中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

**(5) 協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）**

**① 法第15条第3項 協議会設立時の公表**

・規約において、広告について規定し(第13条)、協議会設立時に公表を行い、また、協議会の会議は傍聴が可能で、議事録も公開するなど、会議の透明性確保にも努めている。(規約第11条第2項、第3項)

**② 法第15条第4項 関係者が参加できること**

**法第15条第5項 参加申し出を拒めないこと**

・協議会への入会は、申し出でよいこととしている。(規約第6条)

**[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進**

中心市街地活性化のための事業は、現状を客観的に把握・分析し、かつ、地域住民のニーズに即したものとし、多様な施策を互いに連携させて一体的に実施する必要がある。

岐阜駅周辺では、現在市街地再開発組合による市街地再開発事業が進み、あるいは計画されており、繊維問屋街の再生や情報通信関連産業の誘致といった業務機能や商業施設の導入等、居住のための住宅供給など、行政、民間一体となった複合施策を展開している。

柳ヶ瀬では、歩行者通行量の減少、商業機能の衰退、周辺も含めた居住人口の減少などの課題が多く、今後、様々な主体が連絡を取り合い、重点的に施策を展開していく必要がある。よって、以下に、現状分析とニーズ分析から導かれ、実施する主な事業についてその取組み主体も含め記載する。

【柳ヶ瀬における事業実施マトリックス】

		現 状 分 析				
		居住者の減少	歩行者通行量の減少	小売販売額の減少	大型店の減少	柳ヶ瀬地区空き店舗数(横ばい)
ニ ー ズ 分 析	都心部への住み替えニーズがある	市街地再開発(住宅供給)や建替え相談システム、VR、模型を活用した柳ヶ瀬再生支援事業によって住宅供給を促進し、居住者を増やすことで通行量や、地元での購買力を増やす。 ・建替え相談、柳ヶ瀬再生支援事業 (VR、模型の作成) 【岐阜市が実施】 ・市街地再開発 【市街地再開発組合が実施】				
	オープンカフェ等社会実験で、歩行者通行量が5割増し	中心部コミュニティバスの導入を推進する。	商店街情報発信拠点整備によって、情報発信拠点、交流拠点とすることで、商店街の各種サービスの提供、来街者の利便性を高め	商業の活性化のための多様な事業(商店街景観統一整備事業、アーケードのリニューアル・改築、ファサード整備、まつりやフラッグアート展などのイベント等)によって、商店街の集客力を高め、買物満足度を高めるとともに、買物客による歩行者通行量を増やす。 【商店街振興組合が実施】		
	診断助言事業(買物に満足している割合が少ない)	それによって、中心市街地の商店街、公共施設等へのアクセシビリティが高くなり、中心部住民に対する利便性向上が図られることで生活の場としての魅力が高まることで居住が促進される。	中心市街地の回遊性を高めることで、歩行者通行量を増やす。 【財団法人岐阜市にぎわいが実施】	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を岐阜県に要請し、大規模小売店を誘致することで、商店街への集客(歩行者通行量の増)と、小売販売額の増加を図ると同時に、地域の核として、その影響を周辺に波及させ、地域全体のにぎわいにつなげていく。 【岐阜県が指定】		空き店舗対策事業により、各単組のコンセプトにあった業種・業態の出店を進める。 【商店街振興組合が実施】
	診断助言事業(暮らしに役立つ公共施設が充実していると思う割合が少ない)	【バス事業者及び岐阜市が実施】		大型空き店舗再生支援事業によって、柳ヶ瀬の中心部で空き店舗となっている旧長崎屋について、商業施設や一般公衆利便施設等の導入に努め、商業活性化と歩行者通行量の増加を図る。 【民間が実施】		公益機能創出支援事業により、空き店舗を活用して公益機能の創出を図ること。 【商店街振興組合が実施】
		高島屋南地区の市街地再開発事業と連携し、公共施設の設置に努めることで、買い物客、飲食客と公共施設利用者に対して、相互に利便性を向上させる。 【岐阜市が実施】				